

戸建災害公営住宅の譲渡処分手続に係る情報収集結果

情報収集の背景

- ◇ 東日本大震災で住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方のための恒久的な住まいを確保することを目的に、岩手県、宮城県、福島県の3県（以下「東北3県」という。）を中心に約3万戸の災害公営住宅が整備
- ◇ 災害公営住宅について、事業主体である地方公共団体においては、東日本大震災から13年経過した現在、被災者退去後の空き家の発生や、居住者の高齢化によるコミュニティ維持の難しさなど、様々な課題の発生が見込まれることから、将来に向けた維持管理等を検討
- ◇ このうち、公営住宅ストックの活用方法の一つである譲渡処分について、地方公共団体から戸建災害公営住宅の手続等に疑問点があるなどの意見や、有識者から、譲渡処分は管理コストの縮減に寄与するなどの意見が聞かれたことから、東北管区局において、東北3県の地方公共団体に対し情報収集を実施

令和6年5月21日
東北管区行政評価局



戸建災害公営住宅の例

情報収集結果と結果を踏まえた対応

- 16市町村に情報収集を実施した結果、6市町村から譲渡処分手続が分からないとの意見あり
- このことから、地方公共団体への情報収集結果を基に、東北地方整備局に制度の解釈等を確認しながら、戸建災害公営住宅の譲渡処分手続について、以下のとおり整理（詳細は別紙参照）
 - 各段階における実施手続、留意事項等
 - 譲渡処分承認基準
 - 情報収集で聞かれた疑問点等に対するQ&A
- この情報収集結果を戸建災害公営住宅を管理する地方公共団体に周知すべく、東北地方整備局や復興局に提供

（本件連絡先） 総務省東北管区行政評価局
評価監視部 第2評価監視官室 森、関下、早坂
電話：022-262-9289